

海津市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成21年6月11日に海津市議会第2回定例会を海津市議場に招集する。

平成21年5月25日

海津市長 松 永 清 彦

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（20名）

1番	山 田 武 君	2番	堀 田 みつ子 君
3番	西 脇 幸 雄 君	4番	川 瀬 厚 美 君
5番	森 昇 君	6番	永 田 武 秀 君
7番	福 井 恭 平 君	8番	近 藤 輝 明 君
9番	山 田 勝 君	10番	飯 田 洋 君
11番	服 部 寿 君	12番	伊 藤 善 朗 君
13番	浅 井 まゆみ 君	14番	伊 藤 仁 夫 君
15番	松 岡 光 義 君	16番	水 谷 武 博 君
17番	星 野 勇 生 君	18番	藤 田 敏 彦 君
19番	渡 辺 光 明 君	20番	赤 尾 俊 春 君

不応招議員（なし）

平成21年第2回海津市議会定例会

◎議事日程(第1号)

平成21年6月11日(木曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議案第47号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第48号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第49号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第50号 平成21年度海津市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第51号 平成21年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第52号 平成21年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第53号 平成21年度海津市羽沢財産区会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第54号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第55号 海津市公共下水道南濃中南部浄化センターの建設工事委託協定締結について
- 日程第14 議案第56号 海津市公共下水道海津浄化センターの建設工事委託協定締結について
- 日程第15 議案第57号 契約の締結について
- 日程第16 議案第58号 市道路線の廃止及び認定について

◎出席議員(20名)

1番	山田 武君	2番	堀田 みつ子君
3番	西脇 幸雄君	4番	川瀬 厚美君
5番	森 昇君	6番	永田 武秀君
7番	福井 恭平君	8番	近藤 輝明君
9番	山田 勝君	10番	飯田 洋君
11番	服部 寿君	12番	伊藤 善朗君

13番	浅井まゆみ君	14番	伊藤仁夫君
15番	松岡光義君	16番	水谷武博君
17番	星野勇生君	18番	藤田敏彦君
19番	渡辺光明君	20番	赤尾俊春君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	教育長	平野英生君
総務部長併 選挙管理委員会 事務局次長	伊藤久義君	総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	大橋茂一君
総務部財政課長	福田政春君	企画部長	横井五月君
会計管理者	安藤勉君	産業経済部長	小野清美君
建設部長	大倉明男君	水道環境部長	高木武夫君
市民福祉部長	安達博司君	市民福祉部長 市民課長	伊藤恵二君
消防長	田中俊澄君	教育委員会 教育事務局次長	森島英雄君
学校給食センター 所長	田中芳美君	監査委員会 監事事務局次長	館尋正君
農業委員会 事務局次長	水谷明寛君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	後藤昌司	議会事務局課長 補佐兼議事係長	神田勝広
議会事務局 総務係長	西村里美		

◎開会宣告

○議長（服部 寿君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成21年海津市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において1番 山田武議員、2番 堀田みつ子議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（服部 寿君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今定例会は、本日から6月19日までの9日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月19日までの9日間とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（服部 寿君） 日程第3、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、海津市議会会議規則第56条ただし書き及び第57条により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可いたします。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可いたします。なお、質問者、答弁者は、初めに壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いいたします。

◇ 浅井まゆみ君

○議長（服部 寿君） 最初に、13番 浅井まゆみ議員の質問を許可いたします。

〔13番 浅井まゆみ君 登壇〕

○13番（浅井まゆみ君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

地球温暖化対策についてお伺いいたします。

1点目に、クールアース・デーについてお伺いいたします。

昨年の洞爺湖サミットを契機に、毎年7月7日を「クールアース・デー」とし、地球環境の大切さを国民全体で再確認し、低炭素社会への歩みを実施するとともに、家庭や職場における取り組みを推進するための日とすることを提唱されました。

環境省では、2003年より温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう呼びかける「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」を実施しています。これは、ライトアップになれた市民一人ひとりに対して、日ごろいかに照明を使用しているかを実感していただき、日常生活の中で温暖化対策を実施する動機づけを与えていくことを目的としたキャンペーンイベントです。

昨年は、6月21日から7月7日までの期間、「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」を実施、特に7月7日「クールアース・デー」は、夜8時から10時の間、全国のライトアップ施設や各家庭の明かりを一斉に消灯していただく「セタライトダウン」を広く呼びかけました。その結果、約76,000ヵ所が参加し、約120万キロワットの電力、家庭にしますと約3万世帯の1日消費電力相当が削減されました。本市においても、昨年は庁舎を中心に呼びかけていただいたとお伺いしております。

そこで、このクールアース・デーを広く市民にアピールし、各家庭や学校、施設などで取り組んでいただいて、このキャンペーンに参加してはどうか。市長にお伺いいたします。

2点目に、太陽光発電の普及についてお伺いします。

住宅用太陽光発電設置に対して、20万から25万の補助が国の補正予算に計上されました。二酸化炭素（CO₂）削減に貢献する同システムを利用した住宅は、環境に優しく、家計の負担も軽くなります。しかし、設置費用は200万から250万ほどかかります。そこで、国の補助に加えて市独自の助成を行ってはいかががでしょうか。既に補助金制度を行っている安八町では、1キロワット当たり8万円、サンヨーの製品では16万円、それから養老町では同3万円の実施をされていますので、よろしくお伺いいたします。

また、政府の新経済対策のスクール・ニューディール政策の中に学校への太陽光発電設置の促進がありますので、学校への設置、また、新統合庁舎への設置もあわせて検討されてはいかががでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

3番目に、校庭の芝生化についてでございます。

校庭や公園の芝生化が全国的に広がる中、鳥取市が行っているポット苗移植による鳥取方式が注目を集めています。苗代の材料費が安く、特別な土壌改良も必要ないため、低コストで施工可能、維持管理も簡単だということです。全国からの視察も相次ぎ、テレビでも紹介されました。

芝生化のメリットは、1. 子供達の遊び場になる、2. クッションとなり転んでもけがを

しない、3. 砂ぼこりを静める、4. ヒートアイランド現象を緩和するなどが上げられています。

一方、芝生化は、施工費が高く、維持管理が大変というイメージで、なかなか取り組みにくいものがありました。そこで、今、注目を集めているのが鳥取方式です。鳥取方式とは、同市在住のニュージーランド人、ニール・スミス氏が提唱する芝生のポット苗移植法、サッカー場などでよく用いられているティフトン芝をポットの中で育て、1平方メートル当たり4束を田植えのように植えます。苗と肥料の材料費は、1平方メートルで約100円、除草剤や農薬を一切使用しないため、低コストで環境にも優しいとされています。芝生の植えつけや管理を子供達や保護者、また地域のボランティアなどの協力で行うことによって地域で交流が生まれ、学校を地域で支える意識、地域の活力を生む契機にもなるのではないのでしょうか。

また、ある新聞記事で校庭の芝生化を鳥取方式で行った学校関係者の声を紹介していますが、「転んだときのすり傷が全くなくなり、休み時間に校庭で遊ぶ子供がふえた」「休み時間にしっかり体を動かすことで、以前より遊びと授業の切りかえもできている」「いやし効果で子供達は穏やか、おおらかになっている」などの教育的効果も期待できるようです。

このように大きな効果が期待できる校庭の芝生化を本市でも推進してはいかがでしょうか。市長と教育長の御所見をお伺いいたします。

最後に、CO₂削減計画についてお伺いします。

平成20年6月、地球温暖化対策推進法の改正により地域のCO₂削減計画の策定が義務づけられましたが、本市の取り組み状況と課題についてお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（服部 寿君） 浅井まゆみ議員の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

初めに、松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の地球温暖化対策についての御質問にお答えをいたします。

1点目のクールアース・デーについてのお尋ねですが、今年も「CO₂（炭酸ガス）削減／ライトダウンキャンペーン」が6月20日から7月7日まで実施されます。

海津市では、昨年も7月7日の「七タライトダウン」を市報で呼びかけており、各庁舎や職員にも協力依頼をして実施いたしました。

ことしも昨年に引き続き、クールアース・デーの7月7日に「七タライトダウン」の実施に向けて市報で啓発を図り、市民に参加協力のお願いをいたしまして、また庁舎等で取り組み可能な施設や、職員の自宅等での参加協力も呼びかけてまいります。

2点目の太陽光発電につきましては、以前から導入経費の一部助成、または公共施設への導入に向けた取り組みを行えないかとの御質問をいただき、国の動向等を見きわめながら検討をしておりますとお答えしてきているところであります。

議員が申されますように、このほどの世界同時不況の克服に向けて、国におきまして総額13兆9,000億円に上る過去最大の経済危機対策としての補正予算が5月29日成立し、その中で、低炭素革命として太陽光発電をさまざまな分野への導入を支援するための予算が確保されておりますことは承知いたしております。

こうした状況を踏まえまして、本市の地球温暖化防止施策の一つとして、住宅用太陽光発電導入に係る補助事業の創設に向けて準備を開始してまいりたいと存じますので、その折には議員の皆様にはよろしくお願いを申し上げます。

また、統合庁舎への設置につきましては、設計業務を5月28日に付し、委託契約を締結したところでありまして、御質問の件につきましても、新エネルギー、省エネルギー設備の導入も含めて工事設計を検討してまいりたいと考えております。

3点目の校庭の芝生化につきましては、一般的に校庭の芝生化により、転んでもけがが少ないと、ヒートアイランド現象を緩和する、土ぼこりがたたなくなるなどのほか、子供たちのストレス解消など、教育的効果があると言われております。その反面、維持管理、施工、経費などの問題があることから、なかなか進んでいないようであります。

御質問の鳥取方式は、パミューダグラス系のティフトン芝を使用して、ポット苗で植えつけをすることにより従来より簡単に芝生化しようというものであります。比較的安価とはいえ、校庭全面を芝生化するには多額の費用がかかり、校庭の一部を芝生化する敷地内緑化なども視野に入れて、条件が整っているところから試験的に実施していきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

最後に、4点目のCO₂削減計画についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、平成20年6月13日に地球温暖化対策の推進に関する法律の改正があり、地方公共団体実行計画の拡充がなされ、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの抑制等を行うための施策に関する事項の計画策定が義務づけされました。この改正による対象団体は、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市が対象であり、一般市は義務づけされていませんが、本市としましては、ことしの4月に庁舎等各施設を対象とし、平成24年度までに二酸化炭素などの温室効果ガス6%を削減目標とした海津市地球温暖化防止実行計画を策定いたしました。また、海津市環境基本条例の基本理念に基づきまして、市の行政機関の事業活動において発生する温室効果ガス削減への取り組みを推進し、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を進めてまいります。

なお、スクール・ニューディール構想に基づく学校への太陽光発電の設置と校庭の芝生化

の詳細につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（服部 寿君） 続きまして、平野英生教育長。

〔教育長 平野英生君 登壇〕

○教育長（平野英生君） 浅井まゆみ議員の御質問で、太陽光発電の設置と校庭の芝生化の詳細についてお答えいたします。

スクール・ニューディール構想における学校施設の太陽光発電についてですが、本構想は、学校施設において耐震・エコ・ICT化、いわゆる情報通信技術化ですけれども、そういったものを拡大し、「21世紀の学校」にふさわしい教育環境の充実を図ることにより、雇用の創出、経済波及効果、地域活性化、国際競争力を向上させようというものです。

学校における太陽光発電システムは、合併前の南濃町当時に、新エネルギー開発機構の助成を受けて城山小学校において設置されております。今後も、子供たちへの環境教育を積極的に進めていく中で、自然エネルギーの利用を初めとしたエコ改修につきまして、関係部局と連携しながら検討してまいりたいと存じます。

次に、校庭の芝生化の詳細ですが、芝生化のメリットにつきましては、市長からおおむね説明いただきました。

実際に芝生化した学校では、土のグラウンドのときよりも子供たちが外で遊ぶようになった、よい気分転換にもなるので授業に集中できるようになったなどという教育的効果が報告されているようです。また、植えつけ作業など、地域住民を巻き込んだイベントとして実施されている例もあり、作業を通じて学校に愛着を持ち、教育への関心を高めることが期待できると言われております。

ティフトン芝は、成長が早く、痛んだ箇所をすぐに新しい芝が覆ってくれるという特徴を持っています。しかし、成長が早いということは芝刈りを小まめに行わないと背丈の高い芝生となってしまう、こういった芝は、中の方が蒸れて枯れてしまいます。したがって、週に1から2回くらいの頻度で芝刈りや、たっぷりの水やりが必要なようで、こうした課題を克服しなければなりません。このため、校舎からグラウンドまでの校庭の一部、あるいは鉄棒などの遊具付近などを施工するといったことも視野に入れながら、今後、試験的に取り組んでいきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

〔13番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 13番 浅井まゆみ議員。

○13番（浅井まゆみ君） それでは、クールアース・デーについてでございますが、昨年同様、市報に掲載して啓発を図るということでございますが、どこの施設が参加して、どれぐらい

のCO₂が削減できたかというところまで、終了後もきちっと把握していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから太陽光発電についてでございますが、助成を検討していただくということで、ありがとうございます。

それから、学校への太陽光発電でございますが、ただいま教育長の答弁にもありましており、これは地域グリーン・ニューディール基金550億円用意されておりますが、その基金も活用できるということでございますので、ぜひもう一度検討していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから校庭の芝生化、維持管理が大変ということ でなかなか取り組みにくいのではないかと いうこと でございますが、鳥取方式でやられた同市の記事が載って おりますので 紹介 しますが、五つの公園を芝生化になされた そうですけれども、管理された公園の愛護会というボランティアのグループに意見を聞いたところ、思っていたより楽だったということ、それから大いに満足したということ、それから作業に携わった人は、芝生の成長への期待、また青々とした芝生への満足度が高く、管理が大変だったという気持ちを上回ったということも言われて おりますので、それほど心配するほどでもないのかなということも感じる記事が載って おりますので、また試験的にやられる そうですけれども、その辺も考慮しながら進めて いただ きたいと思っております。 よろしく お願い いたします。

それから、CO₂削減計画についてでございますが、市では6%削減に向けた計画が策定された こと ですので けれども、何を対象にしてやっているのかということと、今回、この2月からレジ袋の有料化ということが なされて おりますが、辞退率がどれくらいあったかということと、それから どういう効果が期待できるか ということを御質問 いたします。

○議長（服部 寿君） 高木水道環境部長。

○水道環境部長（高木武夫君） 浅井議員の再質問について答弁させていただきます。ちょっと順番が変わりますけれども。

まず、6%削減は何を対象にしているかという御質問でございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄という6物質が対象になって いますが、当市の計画では、ガソリン、灯油、電気の使用量から算定される二酸化炭素、それから自動車の走行距離から算定されるメタン、一酸化二窒素の3物質を対象とさせていただきます。

それから、レジ袋の辞退率でございますが、コンビニ用のレジ袋、1枚当たり重量が約8グラム程度でございます。だから、それに対して製造から処分までのエネルギーとして二酸化炭素の発生量が約50グラム、現在のレジ袋の辞退率、実績でございますが、平均92%でございます。レジ袋の枚数としまして、約126万枚ということになって おります。それで試算

をいたしますと、5月末までの4ヵ月間での二酸化炭素が約63トン、排出削減しております。それからごみの減量化としては、約10トンの減量化が図られたということになっております。

それから、最初のクールアース・デーの効果と申しますか、終了後の確認ということですが、ちょっとこれにつきましては、一応呼びかけてはおりますが、最初のデータ等がございませんので、今年度に限ってはちょっと確認ができないと思いますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

[13番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 13番 浅井まゆみ議員。

○13番（浅井まゆみ君） クールアース・デーの方は確認できないということですが、どこの施設がやられたかぐらいのことは把握しておいた方がいいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、ちょっと外れるかもしれませんが、ごみの減量化、生ごみの減量化を先回やらせていただきましたけれども、今、減量の数値目標を定めてやっているということをお聞きしたんですけれども、そのごみ減量の数値、どれぐらいの目標を立ててみえるのか、お伺いいたします。

○議長（服部 寿君） 高木水道環境部長。

○水道環境部長（高木武夫君） 浅井議員の再質問にお答えさせていただきます。

市では、平成18年度に作成をいたしました一般廃棄物処理基本計画というのがございます。これによりまして数値目標は、平成28年度までに収集ごみの総数量を約8,000トン、1人1日当たりごみの排出量を566グラムにすることとしています。

したがって、現時点、今の数字でございますが、平成20年度の実績数量が8,610トン、それから1人1日当たりごみの排出量は616グラムとなっております。それに対しまして、目標数値約8,000トンには660トンほど不足しております。それで、1人1日大体50グラムの減量が目標数値ということになっております。

これを、先般もごみ減量推進員さんの研修会等を行っておりますが、そこでも1人1日50グラムの減量をお願いしているところでございます。ちなみに、50グラムと申しますと、2リットルのペットボトル1本、それからバナナの皮、ちょっと大き目のですけど、これが大体50グラムということでございます。以上です。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

○13番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

◇ 堀 田 みつ子 君

○議長（服部 寿君） それでは続きまして、2番 堀田みつ子議員の質問を許可いたします。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

○2番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問いたしたいと思います。

1点目に、介護保険制度についてでございます。

家族介護や老老介護の負担を軽減し、社会で介護を支えることを目的に2000年に介護保険制度が発足してから、ことしで10年目を迎えます。この制度は、高齢者の生活を守るためだったにもかかわらず、介護現場の人手不足などで介護サービスを受けられないなど、家族介護や老老介護の負担は重くなっていると言われていています。また、高齢化の進行で介護サービスの利用者がふえたり、介護報酬の引き上げで労働条件の改善を図ろうとすると、低所得者まで含めて保険料が値上げになってしまう大きな矛盾が改めて浮き彫りになりました。

さらに、介護や支援が必要と認定を受けたにもかかわらず、サービスを利用していない人が約2割に上ると言われています。また、利用限度額に対する平均利用率も、政府は2005年で60%、2010年には80%まで上昇すると見込んでいましたが、最近の2008年9月調査でも53%と低調です。高齢期に介護が必要になる可能性について、課税所得がゼロの人は、課税所得が200万円以上の人に比べて介護が必要になる確率が5倍も高いという研究が報告されていると聞きます。介護を最も必要とする所得の少ない人たちが制度を利用できないのでは介護保険の存在意義が問われます。

その上、介護サービスを受ける前提となる介護認定制度について、この4月からは調査項目が削減され、調査基準も改悪されて軽度の判定が頻繁に出ると聞きます。厚生労働省は、新制度への批判を受け、希望すれば従来の認定を継続できる経過措置を講じました。しかし、厚生労働省の新制度検討会が終われば経過措置は打ち切られ、また新規の申請者は全く救われません。

そこで、次の点について尋ねます。

一つ目、要支援・要介護者の人数は、何人見えますでしょうか。介護認定を受けてもサービスを利用していない人は、何割くらいありますか。また、利用限度額に対する平均利用率はどれくらいありますか。利用率を上げ、それが介護保険料にはね返らないよう、一般財源からの繰り入れはできないのでしょうか。

2点目、新しい介護認定制度に対する考え方はどのようなふうと考えられていますか。従来の認定を継続するとした方でも、新制度の検証のために新制度での認定結果を出されますでしょうか。新規の申請者に対する考え方はどのようになっていますか。

3点目、介護保険料の所得段階を細分し、応能負担の考え方をさらに進められないか、お尋ねします。

大きな2項目めとしまして、養老鉄道の存続についてお尋ねします。

公共交通機関は守っていくということを市長も述べられて、養老鉄道の運営維持費補助金を出しています。そして、関係市町で活性化協議会をつくって、年五、六回の会議が行われていますが、利用促進のため、どのような検討がされていますでしょうか。桑名駅では近鉄線と、大垣駅においてはJR線との乗りかえの連絡や、海津市内では巡回バスとの乗り継ぎの時間など、不便なところがあると聞いております。また、市内の駅付近に自転車が倒れて整理がされておらず、危ないところも見受けられます。自転車置き場を整備することはできませんでしょうか。

3項目め、緑内障の早期発見のために眼科検診をとということでお尋ねします。

緑内障イコール失明と考えるのはもう古いと言われておりますが、緑内障は失明原因の上位を占めています。実は緑内障であるという人は、40歳以上の17人に1人の割りとされていますので、気づいていない人も大勢います。岐阜県多治見市では、40歳以上の住民3,021人を対象にした眼科検診をした結果、緑内障と診断された人のうち、89%の人が検診での発見でした。自覚症状には頼れないということであり、早期発見するには眼科検診を受けるしかないということです。そこで、重要性が再確認されている眼底検査と視野検査を実施することはできないでしょうか。

以上、大きく3項目について市長のお考えを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（服部 寿君） 堀田みつ子議員の質問に対する市長の答弁を求めます。

松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の介護保険制度についての御質問にお答えをいたします。

1点目の要支援・要介護者の人数ですが、5月31日現在で要支援者257名、要介護者1,115名の、合計1,372名です。介護認定を受けてもサービスを利用していない人は、約2割です。また、居宅サービスの利用限度額に対する平均利用率は、20年度で54%です。

市の一般会計からの繰り入れについては、給付費の負担割合の12.5%を負担しています。利用率を上げ、それが介護保険料にはね返らないようにするために、それ以上繰り入れをすることは介護保険給付費の財源構成からできかねることです。また、保険料額の高騰を抑制するためにも、地域包括支援センターを中心に従来にも増し介護予防事業を展開し、要介護状態の重篤化、認定率の抑制に努めていきたいと思っております。

2点目の、新しい介護保険制度に対する考え方については、国の介護認定基準に従って適正な認定調査、審査判定を行ってまいります。従来の認定を継続すると希望された方について

は、要介護認定等の方法の見直しに係る経過措置希望調書により、御希望があれば更新前の要介護度のままにすることが可能となる措置をしています。新規申請者の方については、新しい制度による認定方法で判定していくことになります。

3点目の、保険料の所得段階を細分し、応能負担の考え方を進められないかとの御質問ですが、3月定例議会の一般質問の折にもお答えさせていただきましたが、介護保険は高齢者の介護を社会全体で支え合う制度ですので、介護保険法施行令第38条第1項に規定する保険料率の算定に基づき、基準額をもとに所得に応じて低い人には低い基準で、高い人には高い基準で保険料を納入していただいております、それが応能負担だと考えておりますので御理解をお願いいたします。

次に、養老鉄道存続についての御質問にお答えします。

養老鉄道は、平成19年10月1日に桑名駅から揖斐駅までの間、57.5キロメートルを近鉄養老線から引き継ぎ、新たに養老鉄道株式会社養老線として運行されております。

この養老鉄道の存続につきましては、地域住民に必要な地域の公共交通機関として、関係する沿線7市町がその運行を存続するために、平成19年度から年間赤字の一部を助成しております。平成20年度から平成22年度までは年間赤字額の2分の1の3億円を上限に、沿線各7市町がそれぞれ協議して応分の助成をしております。来年度には、養老鉄道の経営状況等を踏まえて今後の支援方法を検討することになっております。

養老鉄道活性化協議会での利用促進のための検討につきましては、養老鉄道株式会社養老線が地域の基幹的公共交通機関として安定した運営ができるよう、沿線7市町が相互に連携し、活性化させることを目的に、昨年は、協議会1回と幹事会4回を開催しております。各市町が利用促進を図るため、PR用のぼり旗、啓発用ティッシュの作製や、ヘッドマークの作成などに取り組んでおります。また、養老鉄道における収支決算を公認会計士に分析を依頼し、収支改善策を図っております。

養老鉄道株式会社としても、養老鉄道を利用したハイキングの実施、各種イベント会場におけるグッズ販売、イベント列車「薬膳列車」の運転等、利用促進に向けた取り組みがなされております。

次に、養老線と近鉄線・JR線との乗り継ぎにつきましては、養老線とそれぞれ運行本数も異なっており、連絡に難しい面もあると考えますが、市としても利用者の利便性を考慮したダイヤ運行を検討するよう引き続き要望してまいります。

コミュニティバスの乗り継ぎにつきましても、運行本数が限られており、すべてが養老鉄道との接続ができるものではありませんが、できる限り対応するような時刻で連絡調整をしております。

養老鉄道の各駅の自転車置き場につきましては、駅構内のスペースを利用されたり、また

個人が経営される駐輪場を利用されている状況であります。

構内の駐車については、利用者が自己管理のもと駐車しており、自転車の倒れ等は強風などの自然的要因によることも考えられますが、その自転車の整理整頓は、利用者のモラルも考えられ、養老鉄道とも協議し、盗難防止等も含めた注意看板等の設置を考え、安全管理を図ってまいります。

なお、自転車置き場の整備につきましては、今後の状況を踏まえ整備を考えてまいります。

次に、緑内障の早期発見のための眼科検診についての質問にお答えします。

現在、緑内障であるという人は40歳以上の17人に1人の割りとされておりませんが、その発生率がふえているということではなく、平均寿命が延びて高齢の方がふえていることも相まってクローズアップされてきた病気でございます。

この緑内障は、健診等により眼底・眼圧検査を受け、必要に応じ視野検査を受けることが早期に発見する唯一の方法と言われ、放置すれば失明に至る恐ろしい病気です。近年は、治療薬の開発や治療技術の発達によって進行を食い止めることができるようになりました。

御質問は眼底検査と視野検査を実施できないかということでございますが、市におきましては、人間ドックのメニューに眼底検査が含まれており、助成も行っております。

また、特定健診においても、肥満や高血圧、脂質異常、高血糖の4項目が該当する方について眼底検査を受けていただくようになっております。

今後は、人間ドックや特定健診の受診をさらに勧め、早期発見・早期治療に努めてまいります。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） それでは、介護保険についてからお願いしたいと思います。

まず、やはり全国的な流れと変わらず、利用率というのがそんなに高くないというところなんですけれども、今後、これをどのようにして、やはり介護認定がされたということは、必要だから介護認定をされているわけですから、この利用率を上げていくためにはどのようなことをやっていけるかというふうに考えられているでしょうか。

それとともに、一般財源の方からの繰り入れというのが、要は12.5%と決まった、その分しか入れないというふうに言われましたけれども、それ以上に一般財源をこの介護保険の財源に入れているというところもお聞きしますし、そういうことについてどのように考えられるか、まずはお願いします。

○議長（服部 寿君） 安達市民福祉部長。

○市民福祉部長（安達博司君） それでは、まず利用率でございませけれども、高くないといったことで、必要だから認定を受けられた、今後どのようにしていくかという御質問でございませけれども、利用されていない方からお聞きしますと、今、認定を受けておるけれども、家庭でしばらく介護をしていきたい。しかし、いつ住宅改修なり福祉用具をお願いする事態が来るかもわからない、そういったことを想定した上で認定を受けてみえるといった方が多くございませ。

次に、一般会計からの繰り入れの12.5%、法で定めております市の負担割合、この基準で当面はいきたいというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） それでは、今の利用率を上げていくとかというふうなところでいうと、今後必要になるといけないからということで、そういう部分も多分あるかもしれませんがけれども、それでも、やはりそうじゃなくして利用料が高いからという方だってあると思います。そういう部分も全然ないということではないと思いますので、そういう部分もこれからも考えていただきたいと思います。

その次の認定についてなんですけれども、新規の方は新しいそのままの認定制度でやっていく。そこで、その認定のための会合のときに、かかりつけ医の言われたことであるとか、それから家族なんかとかの、やはりこの認定される高齢者の方というのは聞き取りをしていただくときに、すごく無理をされるということをお聞きですね。介護の認定のために話を聞きに来てもらって、その後、おばあちゃんは2日間とか3日間寝込んだというふうに、そのとき一生懸命に、やっぱり認定を受けるのに、そりゃあ、自分だってできるというところを見せたいというのは、高齢者の方じゃなくしてもだれだってあるところがあります。ふだんの生活の中で、本当にその方の認定が正しかったのかどうかということ、家族であるとか、やっぱりかかりつけの先生の意見というのも当然重要視していくよというふうなことを、ぜひともきちんとしてこれからもやっていっていただきたいんですけれども、その点と、それと今継続する方は継続で、新しい認定制度じゃなくて従来の認定制度で継続されるという方は、そのまま新しい認定制度の判定はしてみないということでしょうか。そのことも、ちょっともう一回お願いします。

〔「もう一回、すみません」と呼ぶ者あり〕

○2番（堀田みつ子君） 認定制度の方の、要は新しい認定制度で、例えばAさんという人が今まで要介護3というふうに言われていました。これは従来どおりの介護認定です。でも、もしかして新しい認定制度で判定をしたら要介護2とか要介護1とかになってしまったという場合だってあると思います。例えば、今、厚生労働省の方なんかでは、この新しい認定制

度を検証すると言っているわけですよね。ということは、そうやって新しい認定制度では従来とは違ってしまったということ、やっぱりこういうことがあるよということを上へ上げていかなくちやいけないじゃないですか。ということなので、新制度での認定結果を、それは市としてのこの認定結果自体が本当にほかの人も正しかったのか、どうだったのかということを検証するためには必要ではないですかということで、いかがでしょうか。

○議長（服部 寿君） 安達市民福祉部長。

○市民福祉部長（安達博司君） まず、認定調査でございますけれども、確かにできますできますと一生懸命無理をされる高齢の方もあります。しかし、家族の方にもお聞きしまして、仮におばあさんでございますと、「おばあさん、そんなこと言ったってちょっともできへんがね」といったようなことを家族の方がおっしゃられますので、そういった意見も重視しまして認定調査は行っております。

そして、あと主治医の方の意見書も手元に置きまして、認定審査会の方で判定をされることになっておりますので、そういったことで御理解をいただきたいと思います。

次に、認定の新基準でございますけど、この4月から変わっておりますけれども、今まで認定を受けてみえた方が、先ほど議員がおっしゃられたように介護度が低くなった判定が出た場合、これは本人の申請によりまして、従来の介護認定でそのまま継続することができるというふうになっております。

それから、この6月末をもって検討会というのが国の方で設けられておりまして、こういった基準に基づく意見を聴取して、再度検討されていくというふうに聞いておりますので、そういったことでよろしく願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） では、認定結果が、その基準が下がってしまったとか、その状況というのは一応報告しているというふうにして理解していいんですね。

それでは、その介護保険の3点目の所得段階は、今のがそれぞれの変える考え方はないと、この今のやり方が応能負担の考え方だというふうに言われますけれども、それではそれぞれの、例えば今5段階、6段階の人なんかは大体900人強というふうな人数だと思いますけれども、そこら辺の方のうちでも、やっぱり200万で済んでいる、300万、400万、500万というふうにして、この段階があると思うんですけれども、その段階はつかんでみえるんでしょうか。

その人数が多い場合、応能割というのは所得のある方は、やっぱりある程度負担していただきますよ、少ない人はある程度少なくともいいですよというふうにするんですけれども、それでもこの段階ごとでいうと、第2段階の方だと第2段階の方の3.5%とか3.6%ぐらいの

この保険料の値段というのと、それから第6段階、要は80万円以下の方の3.6%と、そして200万円以上の方の4.2%だ何だというような、そういうような負担割合というのが本当に平等かどうかというふうなことをどのように考えられるか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（服部 寿君） 安達市民福祉部長。

○市民福祉部長（安達博司君） 今、議員が言われましたように、もう少しこの6段階より多い保険料の階層を設定されておる自治体も確かにございます。そういったところも見まして、先ほど言われました所得階層の人数はつかんでおります。人数の方は、ちょっと今資料ございませんのであれですけども。

次に、この負担割合を高い人には多くというふうにおっしゃられましたけれども、国の方で言うております第6段階の方、1.5倍でございますけれども、じゃあこれが2倍になった、2.0倍にしてもいいのかといったこともございますので、やはり当面は国が示しておる軽減、増額、このパターンでいきたいというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） なかなか、それこそ平行線になると思うんですけども、それでも、じゃあこの6段階だけで考えた場合、本人が市民税の課税で前年の所得金額が例えば200万円以上の方だったら、4.23%のこの年額の保険料が、この200万というふうなだけでいますと、その4.23%の負担なんです。300万になりますと、もう2.82%、400万になりますと2.11というふうにして、その負担の割合というのが一挙に下がってくるんですね。じゃあ、200万円の方にとって8万4,600円というのがどれだけのものか、400万円の方にとって8万4,600円というのがどれだけのものかというふうなことを考えますと、本当にもう少し細分化してもいいのではないかというふうに考えますので、この6段階の、例えば上の200万円以上の方が何人見えるかという、一応調べてくださいというふうにお願いしたんですけども、その調べるためにもお金が要ると言われたんですけども、どれぐらいの金額で、そういう段階が何人見えるかというふうなことを調べてみえるのかどうか。前もってのお話のときには、調べられん、ちょっとお金がかかるしというふうなときのお金がかかるって、じゃあ幾らなんですかというふうに聞きたいんですけども、その部分をちょっとお願いします。

○議長（服部 寿君） 安達市民福祉部長。

○市民福祉部長（安達博司君） お金がかかると、ストレートにそういうふうに課長が申し上げたかもわかりませんが、その言葉そのものではございませんので、ちょっと御理解をいただきたいと思います。

この階層ごとによって電算会社の方で人数の打ち出しをしておりますので、それをまた細

かくやっていくと、さらに費用がかかるといったことで、そういうふうを受け取っていただきたいと思います。

そして、大体それぐらいの階層ごとにどれぐらいの人数になるかというアバウト的なことはつかんでおりますので、そういったことで御了承いただきたいと思います。

[2番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） ある程度時間もかかるというふうなこともそのときに言われましたので、当然200万、300万、400万以上とか、そういうような感じのアバウトにしても教えていただきたいということをお願いします。

次に、養老鉄道の存続の部分に関して、この自転車置き場の整備というのは全協の折なんかにどうですかということをお聞きして、養老鉄道であるとか、その土地の持ち主の近鉄なんかとも協議しなくてはいけないからというふうなことも言われました。では、そういうことを協議したり、じゃあ、利用をさらにふやすためにということ、その活性化協議会なんかでは、こうした部分のところは全然何も問題にはならないのか。それとも、土地を持っている、要は近鉄との話し合いとかというのは全然ないのかどうか、その点もお願いしたいのと、自転車、あれはたまたま私が気になったのは駒野駅なんですけれども、あそこは駅の前の民家の西側の部分に、だだだっと並べて置いてあるんですね。そこがきちんとした近鉄の所有地なのかどうかというふうなところもありますけれども、それでも乗り捨てたような感じで、どうしても急ぐ時間というのがありますので、どんと置いていかれるもので、その点がちょっと危険ではないかなと思ってお尋ねするんです。その話し合いだとか、そういう協議というのは、いつごろしていただけるのか、それとも全くここで検討してみますよというだけで済むのか、そこら辺のところを教えてください。

○議長（服部 寿君） 伊藤総務部長。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（伊藤久義君） それでは、堀田みつ子議員さんの御質問でございますけれども、初めにございました活性化協議会の中では、この養老線の駅の駐輪場についての協議はなされておられません。当市には、御承知のとおり、駅が5駅ございまして、その現状を申し上げますと、美濃松山駅につきましては公営といいますか、市の駐輪場を利用させていただいております。石津、また駒野につきましては、個人の経営される自転車の駐輪場、また駅構内のスペースを利用しておられます。次に美濃山崎と美濃津屋でございますが、こちらにつきましては駅の構内のスペースを利用しておるという状況でございますが、この利用につきまして近鉄、また養老鉄道の方には協議を進めておりますが、この駐輪場については使っていただいても結構ですということ御了解いただいた上で利用されておるわけでございますが、いずれにしましても、この駐輪場の整備につきましては、今後の

利用状況、また中には個人の経営の自転車置き場があるわけでございますので、これらを踏まえまして今検討しておる段階でございます、各27駅あるわけでございますが、多くのところで駐輪場を設けておる箇所が多いわけでございますので、整備に向けて今進めております。今言いますように個人の経営されておる駐輪場もございますので、それらも含めまして検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[2番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） 個人の方の経営している駐輪場を圧迫するというふうなつもりはなく、それこそ何も屋根をつけてくれとか、そういうんじゃないかと、ただガードみたいなものが段々とあれば、一気にばたっと倒れるということはないのではないかと、その程度の整備というふうに考えていただいて、もう少し検討をお願いしたいと思います。

最後に、緑内障の早期の発見は、人間ドックでもやっている、特定健診でもちょっと問題のある方はやりますよと言われましたけれども、実際に特定健診なんかでも20%ぐらいの受診率でというのも、全体的にそれはそうだし、そのうちの一部の方というふうなもので、どうせでしたら特定健診、これは健康づくりの、要は推進協議会の方で委員さんが言われたことなんですけれども、全然そんなもん知らん、気がつかんかって、それこそたまたま医者で受診したら緑内障だったということをお聞きしましたので、本当に自覚症状というふうな場合、それがほかにいろんな、正常眼圧であつてもだめな人もあるというようなことも聞きますし、いろいろと問題もあるので、ほんの少しこの眼底検査、視野検査というのを実施するというのを考えられてもいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（服部 寿君） 松永市長。

○市長（松永清彦君） 早期発見ということが大事だということは議員おっしゃるとおりであります、基本的に自分の健康は自分で管理するということが必要ではないかと私は思っております。

その中で40歳以上の方に眼底検査をすれば、これは緑内障の症状があるのかないのか判定ができるということでございますので、できるだけ市で行っております検査に参加していただいて、そして眼底検査を受けていただければ対応はできるということでもあります。

専門家の御意見をお聞きになられたかどうかわかりませんが、ぜひ一度先生の御意見を聞いていただきたいと思っております。

[2番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） ということは、糖尿病があつたり何かがあつたりとかというふうな

人に多いというふうで理解してよろしいのでしょうか。それ以外の人はならないというふう
に考えられているということなんでしょうかね。

○議長（服部 寿君） 松永市長。

○市長（松永清彦君） 基本的にすべていろんな検査を市でやれと、援助を出しなさいと、私
はできる限りのことは今一生懸命やっておりますけれども、その部分は自己管理というこ
とも含めてお願いができたらありがたいと思っております。

それと、そういった健診を受けていただければ、糖尿病とか何かがあるから余計緑内障に
なると、そういう因果関係のことに關しては、勉強がちょっと私もしておりませんので発生
率の件はわかりませんが、ぜひ利用できる検査を利用してやっていただきたいと思っ
ますし、もしあれでしたら眼底検査を眼科で受けていただければよろしいんじゃないかとい
うふうに思いますが、答弁になりましたでしょうか。

[発言する者あり]

○市長（松永清彦君） じゃあ、もう1点、部長の方から。

○議長（服部 寿君） 安達市民福祉部長。

○市民福祉部長（安達博司君） では、あと生活習慣の方も緑内障に大きく要因があるとい
ったようなことで、まず血流をよくしていただくといったようなこと、適度な運動、それから
禁煙、アルコールを控えていただく、それから当然ストレスの解消、睡眠を十分とって
いただくといった生活習慣を身につけていただくということが大変重要であるというふう
に言われております。といったことで、健康づくりを進めていく中で、こういったことも市民の方
にアピールをしていきたいというふうに考えております。

[2番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） 決して市の方が全然何もしていないというふうではなくて、頑張
ってみるということは存じ上げておりますけれども、やはりこれも少しプラスしていただ
くといかないあというところでお尋ねしているところがございます。今後、ちょっと検討
していただくということをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありが
うございました。

◇ 飯 田 洋 君

○議長（服部 寿君） では、続きまして10番 飯田洋議員の質問を許可いたします。

[10番 飯田洋君 登壇]

○10番（飯田 洋君） 議長のお許しを得まして、私は監査の結果に関する報告、措置の公表
について、また開かれた役所として情報公開の点も含めてお尋ねをいたします。

監査の実施について、監査委員さんには大変御苦労さまでございます。事務上の内容について、先に事務局、事務方にお尋ねをいたします。

さきの全員協議会の折の資料によりますと、平成19年度における県下21市の年間平均監査従事日数は36.2日間であります。海津市における、昨年、平成20年度中の監査は36日間、また今年度は、住民監査請求や随時監査を除いても43回の実施が予定されております。

御承知のように、監査は、地方自治法第199条第1項において「監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に関する事業の管理を監査する」とあり、監査等の種類として、地方自治法や地方公営企業法の規定に基づき、職務として実施しなければならない監査等として、定期監査として実施する財務監査、決算審査、例月現金出納検査等、必要があると認めるときに実施することができる監査として、随時監査として実施する財務監査、行政監査、財政援助団体等の監査等があります。要求があったときに実施しなければならない監査等として、市長の要求に基づく事務の執行に関する監査、議会の請求に関する監査、採択した請願に関する議会の請求に基づく監査、住民の直接請求・住民監査請求に基づく監査等、多種にわたっています。

この監査の折には、監査委員から貴重な、また重要な指摘や意見がありますが、これに対し、地方自治法第199条第9項においては「監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会もしくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会または委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない」とあります。

また、この公表については、市監査委員条例の第10条において「監査または検査の結果の通知、報告及び公表は、当該監査または検査の終了後遅滞なくしなければならない」、第11条において「監査委員の行う公表は、海津市公告式条例に定める公示の例による」とあり、海津市公告式条例において「海津庁舎前掲示場 平田庁舎前掲示場 南濃庁舎前掲示場に掲示することにより行うものとする」となっております。

以上のような規定上においては、監査の結果に関する報告を決定し、議会及び長並びに関係委員会または委員に提出したものは公表しなければならないと解釈しております。

本市の平成20年度に実施された監査においては、住民監査請求、財政援助団体、定期監査の結果に関する報告の公表はなされています。

そこで、お尋ねは例月現金出納検査についてであります。

最初に、監査等と申し上げましたが、正確には例月現金出納検査は、監査について規定した199条の各号にはなく、235条の2第1項に検査と規定されております。同条第3項には検査の結果に関する報告は規定されていますが、公表までは規定されていません。しかし、隣接の市を初め他市町では、現金の出納の表とともに監査の結果が公表されています。本市で

は、例月現金出納検査において毎回多くの指示、指摘、または是正措置が必要な事項が示されています。

①－(1)そこで、まず例月現金出納検査において地方自治法第199条第9項の公表の規定を適用することについてどのように考えておられるのか。

①－(2)今後についてはどのように考えておられるのか、お尋ねをします。

①－(3)また、指示、指摘、または是正措置が必要な事項について、現在、実務上行われている事務処理の方法については、どのような判断、基準に基づいてなされているのでしょうか。

①－(4)現在の事務処理の方法に加えて、同条第12項に規定されている措置を講じたときの通知、公表等の規定を適用することについてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

②－(1)全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則」が示されておりますが、この準則は、不動産登記事務取扱手続準則のように省庁からの通達のたぐいのものとは違うもので、これに沿ってなされているものであれば、「準拠する」、あるいは「準用する」との文言がある市の規定、要領等が必要と思います。あればお示し下さい。

次に、日常の事務事業においては契約に関する事務が大きなウエートを占めると思います。個々の事務事業を行う上で金額の大小はありますが、すべてに契約に関する手続や書類の整備があります。予算計上から始まり、計画、施工（購入）伺、入札（見積もり）、契約、完成（納品）検査、支払い等と、事務事業の進行とともに、その都度の関係書類が決裁に付されてきます。支出命令決裁の時点では事業の一連の書類が一括つづられ、決裁に付されると思います。担当課や会計課の多くの目を経て処理されますが、それでも、なお契約事務上の指摘事項が見受けられます。事後に科目更正や戻出入を伴うものもあります。こういった指摘に対し、実務上は指摘を受けた担当課ごとに訂正や処理結果を監査委員事務局に報告をする形がとられていますが、各課に共通することでもあり、指摘事項とともに訂正や処理結果も各課が共有する形がベストと思います。例月現金出納検査では、会計管理者からの検査の際の資料として会計規則に定める支出負担行為の整理区分表に基づいて添付する書類等が示されておりますが、契約事務・財務事務における指摘が毎回あります。

③－(1)そこで、この指摘事項等を是正する、措置等を講ずるための事務の指導とか研修の場はあるのでしょうか。だれがどのような形でなされているのでしょうか、この点についてもお尋ねをいたします。

③－(2)また、定期的に指摘事項をまとめ、説明会・研修会の開催がよいと思いますが、各課の全体の書類を見渡せる会計管理者が行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、監査の結果については、行き（指示、指摘）と返り（措置を講ずる）が必要ですが、

公表の内容については、現在の実務上においてなされている事務処理を、あるいは事務処理に合致した規定、要綱を定める必要があると思います。例えば、他市の例では監査結果における指摘事項を、一つ目として改善が必要なもの、これは法令、条例規則等に明らかに違反しているもの、二つ目として検討を要するもの、事務処理方法の統一等、各課の調整が必要なもの、制度上不備等で検討を要するもの、三つ目として注意すべきもの、記載誤りや記載漏れの簡単なものの三つに区分して、一つ目の改善の区分に属するものについては監査結果報告書に記載する、二つ目の検討の区分に属するものについては基本的に是正改善措置を要するとして監査結果報告書に記載する、三つ目の注意の区分に属するものについては監査の実施過程において随時指導や講評の際に口頭注意とする、主なものについてのみ監査結果報告書に記載するとし、措置通知と公表についても区分をしています。

④－(1)このような規定、要綱等の制定についてはどのようにお考えか。

次に、地方自治法第199条第12項においては、前段を省略しますが、「当該監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない」と規定されております。平成20年度の財政援助団体に対する監査の結果の公表はなされていますが、措置を講じた通知に係る事項が公表された実績はありません。

このような状況から、「長等が監査委員の監査の結果の報告に基づく改善策を講じない場合は、監査委員に報告義務はないものである。したがって、監査委員の監査結果の報告・公表後相当期間経過しても改善策が公表されなければ、長等が改善策を講じていないことが明らかになるものであるとする」、この条項の通知から判断することができます。つまり、海津市では、監査委員からの監査の結果の指摘事項、措置を講ずるべき事項をしなかったことになります。

⑤－(1)このような状況では、果たして法令遵守や適正な事務指導ができるのでしょうか。どのように判断されているのか、お尋ねをいたします。

次に、公表の方法についてお尋ねいたします。

現在、条例、規則等とともに、ほとんどの自治体では公布・公表は、「庁舎（前）掲示場に掲示することにより行うものとする」となっています。しかし、最近では、内容によっては広報紙、庁舎のカウンター（コーナー）、担当課での縦覧、図書館での情報公開コーナー、インターネットのホームページ等の利用がなされています。

⑥－(1)本市でも既に多く利用されていますが、本監査結果についても情報公開の場をふやしていられる考えがおありか、お尋ねをいたします。できれば、各項目ごとに区切って簡明に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（服部 寿君） 飯田洋議員の質問に対する市長及び監査委員事務局長の答弁を求めま

す。

初めに、松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員の監査に関する公表の御質問について、区切ってお答えをしたいと思います。

初めに、御質問③の(1)と(2)の例月現金出納検査におきます指摘事項を受けての事務指導対応についてであります。検査指摘事項等についての担当課の指導につきましては、特に研修の場は設けておりませんが、必要に応じ電子メールでの通知をいたしております。また、年1回程度は会計事務の統一事項を会計管理者から各課に示しているところでありますが、議員御指摘のとおり、検査結果、指摘事項などは、各課が共有し、共通の認識のもと事務処理をすることが重要と考えます。したがって、今後は関係の職員を一堂に会する場を設け、説明会等を開催するなどし、適正な事務処理に努めてまいります。

次に、御質問⑤の(1)の財政援助団体に対する監査結果に伴う改善策の報告についてであります。指摘などを受けました担当課におきましては、監査の結果を厳粛に受けとめ、関係団体に対し適切な指導をするなどし、事業が適正に遂行されるよう努めているところであります。

平成20年度の当該監査における監査の結果につきましては、指摘及び意見内容について大きな改善策は要しないものであると認められるとの判断から報告に至らなかったものであります。したがって、大きく改善策を講じなければいけないものにつきましては、その旨、報告してまいります。

以上、飯田洋議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 続きまして、館監査委員事務局長。

〔監査委員事務局長 館尋正君 登壇〕

○監査委員事務局長（館 尋正君） 飯田洋議員の御質問についてお答えします。

1点目の(1)、例月現金出納検査結果の地方自治法第199条第9項の公表の規定を適用することについての御質問ですが、議員御存じのように例月現金出納検査につきましては、公表の規定はございません。今後、他市の状況を眺めながら検討し、監査委員の指示を仰ぎたいと考えています。

1点目の(2)、今後につきましては、(1)の回答のとおりであります。

1点目の(3)、指示、指摘、また是正措置が必要な事項の判断、基準についてであります。法令、条例規則等に基づき行われています。

1点目の(4)、措置を講じたときの通知、公表等の規定を適用することについてですが、例月現金出納検査には、議員も御存じのとおり、そのような規定はございません。(1)と同

様に、今後、他市の状況を眺めながら検討し、監査委員の指示を仰ぎたいと考えています。

②の(1)、全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則」（監査手帳・平成17年度改訂版）の取り扱いについてですが、市の監査規定、要綱等にはありません。

④の(1)の監査の結果についての公表における事務処理の基準（指示・指摘・措置を講ずる等）の規定、要綱等の制定についてでございますが、現在、制定されておりません。今後、他市の状況を眺めながら検討し、監査委員の指示を仰ぎたいと考えています。

⑥の(1)の監査の結果についての情報公開の場をふやしていく考えがあるかとお尋ねですが、これも他市の状況を眺めながら検討し、監査委員の指示を仰ぎたいと考えています。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 10番 飯田洋議員。

○10番（飯田 洋君） まず、全体として検討するというところで、結果については将来に持ち越された状態でございますけれども、①の(3)の例月出納検査で実務上には細かくされておるんですけども、現在、指摘があったことにつきまして、印刷物またはメールでもって各課に連絡がされております。その結果については次の監査までに監査委員の事務局の方には是正措置が報告されておるんですけども、先ほど言いましたように、各課で共有することがベターだと思うんですけども、監査委員事務局に報告のあった結果というのは、その結果については後の事務処理というのは各課の方に改めて報告といいますか、各課に共有することがありますので、監査委員事務局に報告された結果については、その後の事務処理というのはどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（服部 寿君） 安藤会計管理者。

○会計管理者（安藤 勉君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

御指摘いただきました件につきましては、会計課が取りまとめをいたしまして、その旨を監査委員事務局の方に報告をいたしておるところでございます。

○10番（飯田 洋君） ちょっとようあれですが、監査委員事務局に報告された、その結果というのは、また改めて各課の方にその共通事項としてお示しするというような方法はとっておられないかということなんですが。

○議長（服部 寿君） 松永市長。

○市長（松永清彦君） 先生御指摘は、監査委員さんの方にされたということで、その結果を各課に回していないか、表示していないかという御質問ですね。

○10番（飯田 洋君） はい。

○市長（松永清彦君） 先ほど申し上げましたように、年に1回程度は会計事務の統一事項を会計管理者から各課に示しているところでありまして、きょう御指摘がありましたよ

うに、今年度から関係職員を一堂に会する場を設けて、きちっと共通認識として持っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

[10番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 10番 飯田洋議員。

○10番（飯田 洋君） ⑤の1番の関係ですが、財政援助団体での指摘事項の後の公表の件、公表されていない、先ほどの市長の答弁で公表するまでの重要な指摘事項はなかったという答弁でございましたんですけれども、一応公表されておりますので、中には、例えば市の遺族会においては規約の改正が必要である、あるいは商工観光課の担当の今の商工会関係でのプレミアムつき商品券発行事業について不適切な支出、そういう条項が示されておりますんですけれども、こういった事項については是正措置の要請はされ、その結果、重要でなかったので公表はされなかったという解釈で、監査委員事務局としては、担当課といいますか、援助団体に指摘事項に対する是正措置の要請をされたのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（服部 寿君） 館監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（館 尋正君） 要請そのものは、持ってこいとか何とかということはありませんが、議員御存じのように指摘事項というか、そういうまとめの結果報告として文書で報告はさせていただいております。

[10番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 10番 飯田洋議員。

○10番（飯田 洋君） 質問が前後しますけれども、先ほど言いましたように、要綱の規定を少し具体的な例を三つに区分して、公表するもの、あるいは注意で済ますもの、あるいは監査の折に公表といいますか、口頭注意で済ますものというような、こういう区分で仕分けをする規定を設けてはどうかという御提案をいたしましたんですけれども、この⑤の(1)の今の財政援助団体に対する指摘事項についても、こういった規定に基づいて事務処理の区分をすべきと思いますんですけれども、この点について、改めてこういった規定を設けることにつきましては、先ほど答弁がございましたんですけれども、財政援助団体に対する去年の結果から申しまして、公表、あるいは口頭注意で済ますもの、こういった区分の仕分けが必要かと思うんですけれども、改めてこういった規定の制定についてお尋ねをいたします。

○議長（服部 寿君） 館監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（館 尋正君） 県下21市ございますが、いろいろと今問い合わせや何かをしておりますが、現在のところ、ないところがほとんどでございまして、そちらのまた都市監査委員会の方でもいろいろ検討して、勉強していきまして、その中で監査委員さんの方に御報告申し上げまして、また指示を仰ぎたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 10番 飯田洋議員。

○10番（飯田 洋君） 総合的な要望というような形で最後をお願いしたいと思いますが、特に例月現金出納検査における指摘等につきまして、会計、あるいは財政事務上の指摘事項が多いんですけれども、毎月出てくるような、特に工事等の完成検査、あるいは正当な請求書が出てきてから支払いまでの期日、遅延防止に係る、そういう指摘が毎回ございますけれども、事務上いかなものかなあというのが毎回出てきますけれども、こういった点につきましては、ひとつ監査委員さんの指摘を遵守していただきまして、適正な事務を今後さらに進めていただくように要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（服部 寿君） 一般質問の最中でございますけれども、時間も経過いたしておりますので、ここで暫時休憩をとりたいと思います。10時45分まで休憩といたします。

（午前10時30分）

○議長（服部 寿君） 休憩を解き、再開いたします。

（午前10時45分）

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（服部 寿君） 18番 藤田敏彦議員の質問を許可いたします。

〔18番 藤田敏彦君 登壇〕

○18番（藤田敏彦君） 議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私の課題は、先ほど浅井議員が申されましたように、ちょっとバッティングするところがございますが、私は私なりに調査をし、考えてまいりましたので、よろしく願いいたします。

私は1点、海津市版「グリーン・ニューディール」、太陽光発電に対する助成はどうか、質問内容、質問相手は市長であります。

アメリカ大統領オバマ氏は、グリーン・ニューディール政策、環境産業に対して公共投資や税制面での優遇、また助成金を出して落ち込んだ経済を刺激して立て直す政策を打ち出したのであります。

その中の一つに太陽光発電があります。アメリカの大農場では、広大な農地に太陽光発電のパネルを敷き詰め、発電した電気を電力会社へ売電をする電力ビジネスが始まっております。IEA（国際エネルギー機関）は、2040年に電力の26%を太陽光発電が占めるであろうと予測をしております。現状は、約2%と言われております。

地球温暖化により破壊されるオゾン層、崩れゆく氷河、破壊される生態系・あるテレビ番組で、北極の氷が解け始め、アザラシが減少し、えさを求めるホッキョクグマの親子が写し

出されてきました。何だか寂しく、もの悲しい光景でありました。彼らは自然を破壊した人間に向かって何かを訴えたいかのごとく、振り返りながら遠ざかっていった。絶滅へのカウントダウンが始まったようでありました。彼らを救うために人間が環境に対して真剣に取り組まなければならない時代が来たのであります。

さて、本論に入りますが、太陽光発電に対する県内の主な市町の助成金を上げますと、一般家庭（4人家族、床面積40坪前後の住宅）で3キロワットを標準といたします。

まず岐阜市、1キロワット2万円掛ける3で上限が6万円。大垣市、太陽光発電で発電した電気を自家消費した分に対して1キロワット10円の助成金、そしてそのためのメーターの設置費用が2万円の助成、21年7月に確定の予定であります。安八町、ここには三洋の工場がございますので三洋電機製を使った場合に1キロワット16万円、上限が3キロワットで48万円、他社メーカーを使った場合には1キロワット8万円、上限は3キロワットで24万円。お隣の養老町では、1キロワット3万円、上限が4キロワットで12万円。瑞浪市は、1キロワット3万円、上限は4キロワットで12万円。国からは、そのほか1キロワット7万円、一般家庭は3キロワットとして21万円がプラスされます。

もっと大きな金額の助成金が出る自治体は、東京都武蔵野市であります。国から21万円、東京都から30万円、武蔵野市から27万円、合計78万円となります。財政力があるところはさすがに違います。

我が海津市は、合併時よりもかなり人口が減少しております。地球環境を考え、少しでも助成金を出してもらえば海津市の環境に対する市の方向性が理解され、人口減少の歯どめに貢献できるのではないのでしょうか。

太陽光発電装置の設置には、初期段階で250万から300万円かかります。これが一つの大きなハードルであります。需要が多くなれば生産コストも安くなります。国の指導により、太陽光パネルを設置する技術者を急ピッチで養成しております。

余った電気を電力会社に売る時、現在、1キロワット23円から24円ありますが、平成22年度以降は2倍の50円程度になる予定であります。

海津市の新庁舎計画についてお聞きしますが、太陽光発電設備の計画は設計に盛り込まれておりますか。政府は、自治体の太陽光発電設備の導入については設置費用の2分の1程度は助成すると言っております。ぜひこの制度を有効利用していただきたい。まず新庁舎、公共の建物から見本を見せ、市民が環境に対する意識の高揚と子供たちへの環境教育などに役立つはずであります。

市長は、エコドーム建設の決断も早かった。私は10回ほど持っていきましたが、その都度利用者に話しかけますと、非常に便利がよく、家の中がきれいになり、ありがたいとの声が大変多い。市民の皆様も、エコドームを通して環境に対する理解をされ、資源の大切さを学

習されたと思います。

国の政策として、将来は新築住宅には太陽光発電設備の設置がセットとなり、義務化させる案が出ております。財政も大変な時代であります。海津市版「グリーン・ニューディール」の一つとしてメディアに乗せて情報を発信してはどうですか。海津市長の太陽光発電に対する助成についての考えをお聞かせください。以上であります。

○議長（服部 寿君） 藤田敏彦議員の質問に対する市長の答弁を求めます。

松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 藤田敏彦議員の海津市版「グリーン・ニューディール」、太陽光発電に対する助成はどうかとの御質問についてお答えいたします。

太陽光発電の設置に対します助成、または新庁舎等への設置につきましては、先ほど浅井議員さんの答弁で申し上げたとおりであります。

助成の内容等につきましても、議員が申されましたとおり、各市町によって開きがあります。こうした部分につきましては、財政事情も勘案しながら今後詰めていきたいと存じております。

いずれにしても、今後、電力会社の電力の買取価格を上げていく措置も講じられていくようであり、太陽光発電装置の設置については追い風も吹き出そうとしている中で、本市としましても積極的に地球温暖化防止策に取り組んでまいり所存でありますので、御理解をお願いいたします。

以上、藤田敏彦議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

〔18番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 18番 藤田敏彦議員。

○18番（藤田敏彦君） 先ほども申しましたが、浅井議員とバッティングしましたので、市長のお考えは十分に私なりに理解をしました。西濃地区では大垣市に続いて第2の市でございますので、他の町村におくれをとらないように、ぜひお考えいただきたい

以上でございます。答弁は結構でございます。ありがとうございました。

◇ 近 藤 輝 明 君

○議長（服部 寿君） 続きまして、8番 近藤輝明議員の質問を許可いたします。

〔8番 近藤輝明君 登壇〕

○8番（近藤輝明君） 皆さん方、こんにちは。

ただいま通告により議長に一般質問の許可を得ましたので、よろしく願いをいたします。

海津市民4万人の安全・安心、地域医療、地域福祉の充実であります。

まず、改めて松永市長の2期目無投票大当選、心よりおめでとうございます。

質問に先立ち、私ごと近藤輝明、40代半ばにして初当選来、このような立場にさせていただき、6期24年、来年は、はやセブンティーン、70の大台であります。政治人生3分の1、もはや悔いなし、私の思いは、まさに世代交代、夢ロマンを後進に託し、ここに今期限りの議員退職の決断をし、松永市長初め執行部、同僚全議員、海津市民4万人の皆々様に心より「ありがとう」と深く敬意と感謝を申し上げ、私の議員活動を締めくくる集大成として、情熱を持って最後の一般質問に順次入ります。

少子・高齢化が進む中、市民が住みなれた地域や家庭で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉サービスのさらなる充実が緊要の行政課題であると思います。特に高齢化社会で避けて通れないのが医療と介護問題であります。国においても増大する医療費の抑制を図るため、医療制度改革により高齢者の医療費負担率の引き上げ、また昨年度から新たに後期高齢者医療制度、メタボリックシンドロームに着目した特定健診、特定保健指導、すこやか健診がスタートしております。

たしか松永市長は、公立岐阜薬科大学を卒業され、大手製薬会社に勤務されたとお聞きしております。いわばドクターとファーマシスト、ファーマシストとドクター、申し上げるまでもなく車の両輪のごとしであります。最高のよき理解者であると私は確信するものであります。

我がふるさと海津市においても「みんなでつくろう健康長寿都市」を基本理念として、「安心介護の海津市」「健やかに暮らせる海津市」「いきいきと支えあう海津市」の三つの基本を定めたまちづくり計画のもと、第5期高齢者保健福祉計画、第4期介護保険福祉計画がこの4月からスタートしました。

医療対策においても、これまでに海津市医師会による休日当番医の体制及び西濃圏域における病院群輪番制の確保、さらに今年度から小児急病患者的の医療体制として大垣市民病院での小児夜間救急医療を委託するなど、医療体制の充実が図られ、市民の安全・安心な暮らしにさらなる拍車がかかるものと大いに期待をしておるところであります。

しかし、現状を顧みますと、国民健康保険特別会計並びに後期高齢者医療特別会計の医療給付費は著しい増加をたどり、財政基盤が危慎され、危うくなってきているのではないかと思います。

また、介護保険制度においても要介護認定者、介護給付費の増加も著しく、このまま推移していくと、保険料の増額ばかりか介護ニーズに対応できなくなるおそれも出てくるのではないかと思います。

あわせて、市直営のサンリバー松風苑、はつらつの指定管理者制度や、PFIの導入に向

けた計画はどうか、お聞きしたいと思います。

また、生活習慣の変化も相まって疾病構造が変化し、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が疾病全体に占める割合でふえており、社会全体に大きな影響を及ぼしております。医療費、介護給付費の抑制は、申すまでもなく病気の発症予防はもとより、検診の充実・高度化による早期発見、早期治療が何よりも重要であります。

検診や保健指導、健康教室を強化・充実させるため、人間ドックの通年実施、市担当者と市内医療機関における検診情報の管理、共有化並びに画像提供するための光ファイバー網の整備についてお聞かせください。

これまでに海津市医師会病院の各種医療機器整備に当たり市からも助成を行ってきたところではありますが、増大かつ専門化しつつある医療需要にこたえ、市内において総合的な医療サービスが受診できるよう、海津医師会病院を核とし、保健・医療体制のさらなる整備充実に向けた検討が必要ではないかと思えます。

健診体制、救急医療体制の充実を図るには、高精度な各種医療機器の整備・更新が必要であります。海津市医師会病院医療機器整備費補助金交付規則の上限額の見直し、並びに施設整備の補助対象に向けた考えはどうか、お聞きするものであります。

海津市の将来を見通し、今後の行動計画を明示した最上位計画であります海津市総合開発計画の政策の中で、安心して暮らせる地域医療・福祉のまちづくりがあります。施策に掲げる医療体制の充実、安心して利用できる地域医療体制の確立の方向として、「海津市医師会病院を地域医療の中核として、1次医療、2次医療、3次医療を適切に受けられる地域医療体制の確立に努める」と明示されております。

海津市の地域医療の中核と位置づけされる海津市医師会病院においても医師や看護職員が不足し、療養病床の休止や、救急車の受け入れ体制への支障が表面化していると聞いております。医療従事者の養成や確保のため、市の広報紙やインターネットを媒体とした職員募集広告の活用、奨学金制度の創設、また24時間・365日受け入れ可能な医療従事者の子供を預かる保育施設の整備も必要であると思えます。

また、介護療養病床が平成23年度をもって廃止されることから、病状は安定しているものの長期療養を要するというか、在宅での療養が困難な方の受け皿として、海津市医師会病院と連携をとり、地域医療・地域福祉の充実を図れないものか、将来的な展望をお聞きしたいと思います。

海津市の魅力を高め、一層の飛躍と発展、市民が安全・安心な暮らしを営んでいくためにも、まず第一に医療体制の整備・充実は欠かせません。今後ますます増大する、市民ニーズの高い専門外来等の医療体制の確立は急務であります。従来にも増して積極的に市民の健康を増進し、病気の発症を予防する市民の健康づくりの推進に当たり、海津市医師会病院並び

に海津市医師会との連携、医療体制の確立並びに環境整備について、また大規模・広域災害や新型インフルエンザに対応していくためにも、海津市、海津市消防本部、海津市医師会、そして海津市医師会病院が一体となった取り組みも必要であろうかと思えます。現状と今後の体制づくりについてお聞かせください。

市長、すべての市民が健康で笑顔が輝く海津市を目指し、4万市民の生命を預かる市長の率直な考えをお伺いするものであります。

以上、いろいろ申し上げました。市長には再質問のないよう名答弁を期待して降壇とします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（服部 寿君） 近藤輝明議員の質問に対する市長の答弁を求めます。

松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 近藤先生には4月12日の無投票のお祝い、まことにありがとうございました。力のこもった質問で、私も肩に力が入りました。ただいまより近藤輝明議員の地域医療・地域福祉の充実についての御質問にお答えいたします。

まず最初に、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計の健全財政運営のためには、安定的財源確保と医療給付費の抑制が必要であります。早期発見・早期治療を重視し、昨年度からスタートした特定健診・すこやか健診の受診率の向上に努めてまいります。

介護保険制度におきましても要介護認定者、介護給付費の増加が著しく、介護ニーズに対応できなくなるおそれもあるのではないかと御指摘ですが、介護保険制度については、平成21年度から23年度の第4期介護保険事業計画に基づき、サービスの提供量、提供体制の一層の充実を努め、介護のニーズに対応してまいります。また、特に介護予防事業、予防給付の提供を推進し、要介護状態への進行の予防にも力を注いでまいります。

次に、サンリバー松風苑、はつらつの指定管理者制度やPFIの導入に向けた計画につきましては、海津市行政改革大綱、海津市行政改革集中改革プランに基づき、松風苑は今年度より、はつらつについては平成22年度から、県内及び近隣福祉施設の状況等の調査を行うとともに、独立行政法人についての調査・研究を進め、効率的な施設運営並びに質の高いサービスを効果的に提供できるよう、今後、両施設のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、人間ドックの通年実施についてですが、人間ドックは毎年6月から翌年2月までの期間で実施しておりますが、平成20年度から始まった特定健診が含まれ、その受診券発行の関係から現在の実施時期を変えることは困難な状況にあります。しかし、各種がん検診等の期間の拡大については、病院の技師や検診体制の整備などの状況次第で可能な検診もあると思われますので医師会病院と協議をしていきたいと思えます。

次に、市担当者と市内医療機関における検診情報の管理・共有化並びに画像提供するための光ファイバー網の整備についてですが、市では委託した検診の結果を把握・管理し、精密検査が必要な方には随時連絡をさせていただいております。また、光ファイバー等の整備については、近年、地元ケーブルテレビにおいてもそのサービスが始まる計画と聞いておりますし、画像提供の通信方法については、ほかにもさまざまな選択肢があります。また、医師会病院での画像処理の機器の整備も整っております。しかし、検査結果等のデータによる画像の共有については、セキュリティーなどの問題を含め現在検討中であると伺っております。

次に、海津市医師会病院医療機器整備費補助金の上限額の見直しと施設整備補助についてですが、現在、各地の病院が医師や看護師不足を抱えている中、医師会病院においてもその職員確保を最重要課題としておられることから基本的な健診や健康教育等のさらなる充実を図りながら、今後の医療・健診体制を考慮することとし、当面は現行の医療機器への補助制度のままでお願いをしたいと思います。

また、医師や看護職員が不足していることについて医師会病院では、ハローワークや市の広報紙、就職専門誌、新聞広告などの募集を初め、看護師・医師のあっせん会社への登録、看護師協会を通じて募集等、さまざまな方法で行っていると伺っております。また、看護師の養成・確保のための奨学金制度も用意されており、医療従事者の確保についても、医師会病院において夜間勤務のできる正規職員の確保は、なかなかこれだけのことを行っても困難なようにございます。夜間勤務のないパート職員の応募しかないというのが現状のようでございます。

次に、保育施設の整備についてですが、現在、海津市医師会病院には、事業所内保育施設として「こぐま託児所」が設置されております。平成19年2月時点のデータですが、定員8名で、平日は午前8時から午後7時まで、土曜日は午前8時から午後1時30分まで開設されており、現在の入所児童数は7名で運営されております。また、医療関係者から夜間保育の要望はあるものの、採算を考えると、とても対応はできかねるとのことでありました。現在、市においては次世代育成支援行動計画の後期計画を策定中であり、ニーズ調査を実施し、取りまとめをしているところであります。ニーズ量を把握しながら、後期計画に反映できるか検討してまいります。

次に、在宅での療養が困難な方の受け入れ皿として、海津市医師会病院と連携をとり、地域医療・福祉の充実を図れないものかとの御質問ですが、医師会病院では、現在、医療療養病床のみで閉鎖されている状況であります。将来、介護施設（介護療養型老人保健施設、老人保健施設、あるいは特別養護老人ホーム等）に転換される予定はないとお聞きしております。今後は、医師会病院を中心に、医療・保健・福祉・介護分野との連携を図りながら、地域医療・地域福祉の充実を目指して進めていきたいと考えております。

次に、健康づくりの推進に当たり、海津市医師会・海津市医師会病院との連携についてですが、昨年からは始まった特定健診、特定保健指導、生活習慣病健診、すこやか健診等について、医師会及び医師会病院と連携を図りながら実施しております。また、生活習慣病予防のための健診として、本年度より人間ドックのオプションに内臓脂肪検査を取り入れております。今後は、単独での検査も要望しながら健康教育等に役立てていきたいと考えております。

また、災害や新型インフルエンザ対策のための連携についてですが、災害時における連携については、平成18年度に海津市医師会病院と「災害時の救護病院指定に関する協定書」を締結しており、また新型インフルエンザ対策については、昨年12月に策定いたしました市の行動計画を本年2月に策定された国及び県の行動計画に基づいた計画に改定中であり、消防本部・医師会病院とも合同で検討を予定しております。

なお、現在発生している新型インフルエンザに対しては、随時、医師会病院と連絡をとりながら対応しております。

以上、近藤輝明議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 8番 近藤輝明議員。

○8番（近藤輝明君） ただいま市長には適切なる答弁、まさに名答弁、ありがとうございます。

市長御存じかと思いますが、私ども海津市議会は、7月、たしか9、10は研修ということで、産業交流、あるいは小学生交流の都市、山形の酒田市へということに相なっているわけでございます。市長、あるいは教育長も同行されるのかなあとということもお聞きしておりますが、その酒田市、情報によれば病院、介護老人保健施設、診療所等の医療福祉施設を中心に、交流をテーマにした公共施設「酒田市交流ひろば」なるものが盛大に誕生、オープンしていると聞いております。私も一議員として楽しみにしながら、大きな期待を持って、この研修、勉強を待ち遠しく思っておるところでございます。よりよい研修ができますことも私なりに祈念を申し上げ、るる申し上げました質問、少しでも早期実現に向け推進されるよう、私なりに強く要望し、また松永市政に大いなるエールを送りながら、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（服部 寿君） これをもって一般質問を終結いたします。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから議案第58号 市道路線の廃止及び認定についてまで

○議長（服部 寿君） 次に日程第4、諮問第1号から日程第16、議案第58号までの13議案を

一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 今定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、人事案件4件について、その内容を御説明申し上げます。

諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、9月30日に任期満了となります、平田町須賀384番地、片野規子委員を引き続き委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第47号の海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、7月18日に任期満了となります、海津町鹿野948番地、嶋利彦委員の後任に、新たに海津町大和田809番地1の安田昭弘氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第48号及び議案第49号の海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、7月15日に任期満了となります、近藤昇司委員及び平野英生委員の両氏を引き続きそれぞれ任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件4件について順次その概要を御説明申し上げます。

初めに、別冊1の議案第50号の平成21年度海津市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ305万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ137億3,305万円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費、自治振興費で自治会集会施設の整備に対します負担金及び補助金480万5,000円を追加し、選挙費の市長選挙費では、無投票による不用額1,405万3,000円を減額いたします。

民生費の社会福祉費、国民年金事務費では、国民年金保険料未納者対策のために扶養情報を含めた所得情報の提供に伴う電算システム改修委託料21万円、児童福祉費、保育園費で公立保育園5園の警備に対します機器の設置費及び業務委託料123万4,000円を追加いたしました。

次に、教育費の教育総務費で修学助成事業奨学金に211万円を追加し、社会教育費、社会教育総務費で、子育て支援団体と協力して地域活動に密着した家庭教育支援の充実を図るためのこにこ子育て支援事業費292万8,000円、保健体育費の給食管理費で、ことし4月から新給食センターにより生徒・児童に安心して安全な学校給食の提供に努めているところであり

ますが、施設から発生する騒音を緩和するための防音用ルーバーの設置、米保管庫のクーラー設置費及び生徒・児童用箸、食器用カートの購入費581万6,000円を追加いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金の国民年金事務費交付金21万円、県支出金のここにこ子育て支援事業に対します訪問型家庭教育相談体制充実事業県委託金193万円、寄附金で財団法人国際調和クラブ理事長、青山馥氏から修学助成事業寄附金210万円を追加し、繰越金で119万円を減額しております。

次に、議案第51号の平成21年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ63万6,000円を追加し、補正後の予算を1億1,273万6,000円とするものであります。

補正の内容は、事業費で岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業によります月見の里施設周辺の除草・草刈りの環境整備を委託します費用63万6,000円を追加し、財源は、県支出金の緊急雇用創出事業費補助金63万6,000円を充てるものであります。

次に、議案第52号の平成21年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ4,717万4,000円を追加し、補正後の予算を41億977万4,000円とするものであります。

補正の内容は、老人保健拠出金、後期高齢者支援金等の事業納付金の決定があり、歳出で不足いたします老人保健医療費拠出金3,106万8,000円、後期高齢者支援金1,489万2,000円、病床転換事業費支援金12万3,000円、前期高齢者納付金109万1,000円をそれぞれ追加し、財源につきましては、国民健康保険基金を取り崩しての基金繰入金4,717万4,000円を充てるものであります。

次に、議案第53号の平成21年度海津市羽沢財産区会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ47万3,000円を追加し、補正後の予算を147万3,000円とするものであります。

補正の内容は、財産収入の月見の森駐車場用地貸付料47万3,000円を追加し、予備費に47万3,000円を追加いたしました。

続きまして、条例案件1件について御説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

議案第54号の海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の基礎課税総額に対する応能・応益割合是正のため、医療給付費分と後期高齢者支援金分の按分率を改正するものであります。

医療給付費分につきましては「100分の4.0」を「100分の3.4」に、後期高齢者支援金分につきましては、「100分の1.4」を「100分の2.0」に改正するものであります。

次に、議案第55号の海津市公共下水道南濃中南部浄化センターの建設工事委託協定締結につきましては、当処理場の水処理設備のオキシデーションディッチ槽、最終沈殿池について、

全体計画 3 池建設のうち、現在 2 池が建設済みで供用しておりますが、流入量の増加に伴い、今回 3 池目を建設するものであります。当協定は今年度より始まる建設工事で、土木・建築・機械・電気工事に係るもので、平成21年度から平成23年度までの 3 ヶ年の継続事業により、9 億5,000万円で締結するものであります。浄化センターの建設については、土木、建築、電気、機械等の専門的知識を必要とするため、全国の自治体の浄化センターの建設を主に受託しており、スタッフが整備され、実績のある地方共同法人、日本下水道事業団と随意契約で工事の建設委託をするものであります。

次に、議案第56号 海津市公共下水道海津浄化センターの建設工事委託協定締結につきましては、当処理場の水処理設備のオキシデーションディッチ槽、最終沈殿池について、全体計画 5 池建設のうち、現在 2 池が建設済みで供用しておりますが、流入量の増加に伴い、今回 3 池目を建設するものであります。当協定は、このうちの機械・電気工事部分で、平成21年度から平成22年度までの 2 ヶ年の継続事業により、4 億6,300万円で締結するものであります。この浄化センターの建設についても、議案第55号と同様、地方共同法人、日本下水道事業団に随意契約で工事建設を委託するものであります。

次に、議案第57号の契約の締結につきましては、高規格救急自動車の購入について、去る 4 月22日の 5 社による指名競争入札の結果、岐阜トヨタ自動車株式会社養老店と消費税を含む2,152万5,000円で契約するものであります。

次に、議案第58号の市道路線の廃止及び認定につきましては、平成20年度ふるさと農道整備事業で一部桑名市の区域を含み施工しました市道の路線廃止及び認定と、本事業の関連工事により新設した路線を認定するものであります。なお、海津市の区域を越えた道路につきましては、本年 3 月31日に道路法第 8 条第 3 項の規定に基づき、桑名市長より御承諾をいただいております。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（服部 寿君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから順次質疑・採決を行います。

それでは、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。諮問第 1 号について適任と答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につ

き意見を求めることについては、適任と答申することに決定いたしました。

続きまして、議案第47号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） この方々をどうこうということではございませんが、この履歴について、先ほどの片野さんの場合には非常にたくさん履歴が書いてある、あるいは五つ、六つの人もあるということですが、こういったものについては市で適当に、これ重立ったものを拾い上げてということで判断されたのか、本人からの提示があつてなのか、そのあたりについてはどのような方法をとられておるのか。

○議長（服部 寿君） 伊藤総務部長。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（伊藤久義君） この方の履歴についてでございますが、不明な点もございまして、本人さんからの申し出によりまして、いただきましたものを履歴の方にまとめさせていただいております。以上でございます。

○9番（山田 勝君） 本人の申し出やね。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（伊藤久義君） はい。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これから議案第47号を採決いたします。

お諮りします。議案第47号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第48号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これから議案第48号を採決いたします。

お諮りします。議案第48号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

ここで、議案第49号については平野英生氏が関係することなので、慣例によりまして、ここで退席をお願いいたします。

〔教育長 平野英生君 退場〕

○議長（服部 寿君） それでは、議案第49号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これから議案第49号を採決いたします。

お諮りします。議案第49号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

平野英生氏の議場への入場を許可いたします。

〔教育長 平野英生君 入場・着席〕

○議長（服部 寿君） 平野英生氏に御報告いたします。教育委員会委員に同意されましたので御報告をいたします。

続きまして、議案第50号から議案第58号までの9議案について順次質疑を行います。

初めに、議案第50号 平成21年度海津市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 6番 永田武秀議員。

○6番（永田武秀君） 2点ほどお尋ねします。

11ページと12ページ、まず1点は、修学助成金について異を唱えるものではなくして、中身を詳しくお尋ねいたしたいというふうに思っております。

当初予算には間に合わなくて補正予算ということでございますけど、いただくことありますので、大変これはありがたいことで、とやかく言うべきことではないとは思いますが、先ほど申し上げましたように、ちょっと内容について詳しくお尋ねをいたしたいと思っております。

これは補正予算の概要によりますと210万円が17人分というふうになっておりますけれども、問題は、これたしか私の記憶ではこれで3年目かと思うんですけれども、やっぱり奨学金をもらう人は、当然1年生、2年生、3年生、高校生でも同じ年に同じ額をもらうことを、正直申し上げますと期待をしながら奨学金の受給をしておられるわけでありましてね。そうなったときに、このケースの場合、ちょっとその前の年の金額が正確にはわかっていないわけでありましてけれども、そのあたりの内容を、19年、20年、21年は大体1人当たりどのくらいずつ受給できるのか。そして、将来的に、当然まだ1年生のこし受給される方は、あと2年間あるわけでありまして、そういったあたりの見通しを、まず1点お尋ねをいたしたいと思っております。

それから、次の12ページでありますけれども、給食センターのいろんな追加の購入でありますけれども、何でかなあというふうに私は素朴な疑問を感じておるんですけれども、例えば箸を購入するとか、あるいは食器用カートの購入だとか、当然当初の計画において計画をされるべきもののような気がするんですね。何でこの時点について、うっかり忘れておったというようなことで、このクーラー、カートだとか箸ですね、それから一部は米の保存用クーラー設置工事だとか、こういったものが補正予算で上がってきておる、当初はこういった計画というのは必要ないと判断されたのかどうであるのか。なぜこういうことになったのか、経緯をとりあえず御説明いただきたい。この2点、お願いいたします。

○議長（服部 寿君） 森島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森島英雄君） 永田議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

この修学助成事業につきましては、19年度から始まりまして、3年を迎えまして、これは特定寄附ということで、国際調和クラブの方から学資の一部を助成するというので、制度を設けて助成をしておるようなところでございます。

それで、過去18年からですが、すべてお1人当たり30万以内ということで要綱にはうたってございまして、30万円という金額の中で支給をさせていただいております。

今年度は、当初予算にも先ほど間に合わなかったということでございますが、3月の月末ごろに国際調和クラブの方から最終的に210万円という金額を提示していただきまして、そ

れに伴います支給額の方法でございますが、これにつきましては、この2ヵ年間の7名の方が二、三年生、計14名でございますが、お見えになります。それから、14名の方にまずもって30万円を支給すると全く足りません。この210万円をいろいろ考慮した結果、とりあえずこの二、三年生につきましては、最低限の1年間の授業料、10万円相当分を支給させていただくということで決定をさせていただきまして140万を使用させていただきましたが、その残りが72万、寄附金に市費の2万円を追加させていただきまして、1人当たり24万円を3名ということで決定をさせていただきました。この24万円の内訳につきましては、今申し上げたように授業料と、新入生ということで制服等、いろいろ諸経費がかかるということで24万円という形で積算をさせていただいた中で、今年度、助成をさせていただいたようなところでございます。

なお、今後につきましても、この制度は国際調和クラブの理事長さんのお考えもございませぬので、制度はなくなるということにはございませぬが、こういう景気の中でございませぬので、この寄附金を原資といたしまして今後も進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

給食センターは、所長の方から説明いたします。

○議長（服部 寿君） 田中学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（田中芳美君） それでは、箸と、それから給食用備品、食器カートの説明をさせていただきます。

当初、箸につきましては、3センターで使っていたものを有効利用しようということでスタートしたわけでございますが、折れて戻ってくる箸が相当数ございましたので、やはりこれはちょっと有効利用が無理ではなからうかということで判断をしまして、新しく箸を購入させていただくこととして予算計上させていただきました。

もう1点の食器用カートの保存ですが、フルセットですと4点の食器でやるわけですが、日によっては2点のときもありますし、3点のときもありますので、その食器を保管する保存用のカート、すべてコンテナの中へ入れてしまいますと次の日の段取りをするのに非常に支障を来しますので、次の日に使わない食器をストックしておくカートを購入させていただくということで予算計上させていただきました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 6番 永田武秀議員。

○6番（永田武秀君） まず、この修学助成でありますけれども、本当に私も、この聞いておる方もつらいんですけれども、ただ、先ほど冒頭にも申し上げたように、もらう人は、逆に今こういう時代だから奨学金を欲しいと、いただいて何とか頑張って学校へ行きたいという気持ちの子供さんたちが、当然こうして応募されておるのではないかなあという思いをいた

します。

一方、局長の答弁で逆の立場も十分理解できます。そういう中で、私はこれは当初、大変申しわけなかったんですけど、18、19、20年で、はや既に3カ年、ことしで4カ年目ですか、その中で最初は30万円以内と、だから僕はこれも大事なことだと思うんですけど、最初に18、19、20のときに、どういう募集のされ方をされたのかなあと。つまり、幾らぐらい支給しますよということなのか、ただ単なる奨学金の希望者の方というだけなのか。僕は、やっぱりある程度応募するについては、いろいろな制度があって、これを申し込めばいいとか、こっちの方がいいとか、いろいろ応募される方も選択をされた上でこういったものを応募されるのかなあとという思いがいたしますので、当然30万もらえば額が多いのかどうかわかりませんが、最初はそのくらいあった。

それからもう一つ、これ考え方ですけど、青山さんの方からもらうときは3カ年で幾らという形でもらっておるんじゃないかと、ことし分、来年分、あるいは18年度、単年度分で幾らという形でいただいていたのか、私は最初勘違いしておったのかもわからんけれども、1人当たり30万で3年分あるのでどうやこうやって360何万のときがあったような気がするんですけど、出される側もそんなような考えがあったんじゃないかなあとという思いがするんですけど、そんなことは今議論しても仕方がないので、とりあえず、できるだけ今年度は、例えば2年生、3年生は10万円、それで1年生は8万円で3名と、人数が減っちゃったわけですね。

〔「24万」と呼ぶ者あり〕

○6番（永田武秀君） だから、24万で3名でしょう、1人当たり8万円だろう、違うの。1人が24万か。それで、2年、3年はそれぞれ10万円ずつなの、ということですか。ということは、僕はこのあたりがこういうふうな、まあ1年生だからいろいろ物を買ったり何かせんなんので大変だというふうでありますけれども、僕は何を言いたいかというと、できるだけ毎年、同じような条件で同じように、多い少ないは別として、受給が決定したら変えずにやってあげてほしいという意味で一生懸命お尋ねしておるんですけども、そういった方向を、この制度が悪いとか云々じゃないです。そういうふうにして、安心して奨学金が受けられるように、ぜひひとつ考えてやっていただきたいなあと、こういうことがまずお願いです。それについての考え方をお答えいただきたいと思います。

それから、給食センターについては簡単にお尋ねしますが、要するに、当初は箸は要らんとおったと、気がついたら箸がようけ折れておったと、僕はやっぱりこの考え方というのは、当初計画において当然あらゆることを想定して立ち上げるべきであって、そんなもん調べずに、箸は要らんとおった、いや、年度がかわったら、調べてみたら箸がようけ折れてしまっておったというような、私は結果論ですからそれはいいですけども、

今後そういうことのないように、やっぱり新規事業を立ち上げるときには、いろんな角度から当然点検しながら、こういった追加補正の出ないような事業計画をぜひ立てていただくように、これも要望をして、そしてそれに対する考え方を一応お聞かせいただきたい。

以上、お願いします。

○議長（服部 寿君） 森島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森島英雄君） 改めまして永田先生の御質問でございますが、先ほどちょっと私、年数を間違えまして、18年度がスタートでございます。それで、当初に、これは単年度で基金をとということで多分制度を設けられたと思ひまして、単年度の中で600万多分いただいたと思っています。それで、当初の年度は1年生を対象に10名、翌年に一、二年生10名ずつ……。

〔「7人」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会事務局長（森島英雄君） 7名ずつですか、7名ずつの30万ずつということで、多分630万になってくると思います。

そういうことで、これも先ほど言いましたように、あくまでも寄附ということが前提でございます。国際調和クラブの会長さんにもいろいろ御無理を申し上げておったんですが、先ほど申し上げた、こういう経済情勢でございますので、趣旨は十分に御理解いただいておりますので、助成を受ける子供たちには定額的にはなりません。この制度はなくさないという方向で一応御返答はいただいておりますので、額につきましては、極力私の方も御無理を申し上げながら、少しでも学資等に助成ができるように努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部 寿君） 田中学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（田中芳美君） 先ほどの箸の件でございますが、当初は現在各センターで使っていた箸を、そのまま新しいセンターで使おうと持ってきたわけです。旧センターで使っていた箸を新しいセンターでも有効利用で使えるだろうということで、新センターへ持ってきて使いにかかったわけですが、かなり折れて返ってくるわけですね、使った箸が。それで、そういうことではいかんということで新しく購入させていただくということでございますので、有効利用しようという考え方の中で進めた、結果としてこういうことになりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（服部 寿君） その他ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） それでは、先ほども永田議員からも御質問がありましたが、奨学金の助成、これは一般財源から1万円ではありますけれども、入れております。今まで寄附金

でございますよというふうに言っていた中、多分端数の1万円ということだと思っ
たんですね。でも、こうやって端数であるにしろ、1万円というのが出せるわけ
ですから、先ほども言われたように大変な状況の中で、今までやってきた同額
というふうなことにはならなかったのか。その理由をもう一度お願いします。

それと学校給食のところですけども、確かに持ってこれるか持ってこれないか
ということが難しいところでありまして、今、マイ箸を使う何かというふうな
ことも言われているので、そういうところ辺の検討とかを、例えばアンケート
をとるなり、何かそういう考えはなかったのか。これは絶対にマイ箸にしてく
ださいとかというふうなつもりはありませんが、そういうような検討である
とか、いろいろそんな用意できんとかというふうなことがあれば、やはり進
めるべきではないんですけども、そういう部分のちょっと検討は全くされな
かったのかどうかというところをお聞かせください。

○議長（服部 寿君） 森島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森島英雄君） 堀田議員さんの御質問にお答えいた
します。

まず、この端数につきましては、先ほど申し上げましたように、やむを得ず
寄附金だけでは賄えない分、当初予算の頭出しの1万円と今回の1万円を合
わせまして総額では212万円になるかと思いますが、そういうことでちょっと
市費の方の支援もいただいたんですが、基本的には先ほど申し上げましたよ
うに、これは国際調和クラブの方の御寄附の中でこの事業を進めておるとい
う基本的な考えの中で今進めておりますので、子供たちに少しでも同じよ
うな金額を出せるような、市の方からの援助もと考えておりましたんですが
、とりあえずこの基金の制度がございますので、あくまでもこの寄附金の中
で今後も進めていくということをお願いしたいというふうに思っております
ので、よろしく申し上げます。

○議長（服部 寿君） 田中学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（田中芳美君） 堀田議員さんの御質問にお答え
します。

マイ箸という話も出たわけでございますが、衛生面等のことを考慮します
と、やはりセンターで管理して、毎日消毒して提供する方が一番安全だろ
うということで購入ということに至りました。

○議長（服部 寿君） 再質問はよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結
いたします。

続きまして、議案第51号 平成21年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正
予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） この63万6,000円という金額が県からの助成という内容説明ですが、この道の駅に対して、その費用の使い方が草刈り人件費等というようなことがこの内容説明の中にも書いてあるようにあったんですが、とりあえず草刈りにでも使おうかということで、県からそういったたぐいのものに使えるとってくれたものなのか、あるいは要求されておりてきたものなのか。今まではどうしておったんだということも含めて御説明いただきたいと思います。

○議長（服部 寿君） 小野産業経済部長。

○産業経済部長（小野清美君） 9番の山田議員さんの質問にお答えしたいと思いますが、これは政府の追加予算の緊急雇用対策事業で県が要望をとられました。それで、新規に月見の里南濃の道の駅の周辺の雑草等を除去する作業に使いたいということで申請したところ、県の方で認められましたので、その予算の内示をいただきましたので追加補正予算とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第52号 平成21年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） 1点だけお聞きをいたしたいと思います。この当初の市長の説明の折に、応能・応益の話が出ました。これによってその格差が改正されるのかどうか、その辺の数字を具体的に御説明をいただきたいのと、あわせて国保運営委員会の意見としてはどんなことがあったか、御報告をいただきたいと思います。

○議長（服部 寿君） 星野議員、文教ですが、そのときで、これから付託をしますが、ついてですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） これは税の方とのかかわりがあって、数字的にどう変わっていくかというのが両者相まっていけないと検討しにくいということでございますので、大変恐縮ですが、よろしくをお願いします。

○議長（服部 寿君） 伊藤市民課長。

○市民福祉部市民課長（伊藤恵二君） 星野議員さんのお尋ねでございますが、応能・応益割、国の示します標準は50対50ということでございます。今回、国民健康保険税条例の改正を上げさせていただいております。その中で応能・応益割の改正を提案させていただいております。この応能・応益割によりまして国保税の収入も変わってまいりますし、もちろん被保険者に負担していただく保険税も当然変わってきます。

それから、先般、国保運営協議会でこの件も提案をさせていただきました。その中での御意見は、被保険者が負担の増になるのではないのかという御意見、御質問もございました。そこでお答えをさせていただきましたのは、今回の提案させていただいた改正については、所得割の中の医療給付費分と後期高齢者支援金分だけの改正でございますので、いわゆる医療給付費分から0.6%をちぎりまして、その分を後期高齢者支援金分へ0.6%乗せるという改正でございます。

したがって、総枠のパーセントを変えますと被保険者の保険税は上がりますが、総枠の中だけの0.6%の移動でございますので、保険税の負担には影響してまいりません。よろしく願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） 本来聞きたかったのは、もっと別なところにあったんです。いわゆる予算先議ですので、予算が先議されて、後から条例がついてくるんです。この予算の中に、その条例の変更でどの程度見込みが変わっていくのか。この補正予算の中で、当然委員会でも審査していただくんですが、前段の話が全く聞こえてこない、それをお尋ねしたかったんです。

自己負担分がふえるというのは予算が膨らむということなんですね。その辺は数字的には具体的に説明できないのでしょうか。

○議長（服部 寿君） 伊藤市民課長。

○市民福祉部市民課長（伊藤恵二君） 今回、補正予算を上げさせていただきました内容は、応能・応益割を改正するというものと全く関係がございません。社会保険診療報酬支払基金の決定額によります不足額の補正でございます。よろしく申し上げます。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） 私、手元にですけど、付託案件ということで3委員会に、一応ここで見せてもらったんですけど、やるのかやらんのかということを含めてですけど、先ほど星野議員の質問の中で付託云々という発言がありましたのでちょっとお尋ねしますが、あれやこ

れやと、きょう、いろいろな質問がある中で、これも、もし付託されたときには質問するべきことだなあとということも含めて、くどい同じ質問もしておれないということも含めて、これは付託案件に、このわずかな数をちわって3委員会に付託されて審議を深めなきゃならん議案があるのかなのかということも含めて、これ全体でなぜやれんのやということ。必ず、先回もだから付託案件に振り分ってということすら私はちょっと理解しにくいんですが、全体会議でこれをやったって、一、二時間も見ておけば済んでしまうことやが、これ3日間、3委員会の予定がされておるといことですが、そのあたりについて、当然委員長が出ての議運ということで進められたが、委員長はどのようなことを深く議論しようという段取りから、この日程を3日間に分けられたのか、ひとつ付託でやらなきゃいかんのか、そのあたりも含めて御説明いただきたいと思います。

○議長（服部 寿君） 山田議員にお答えいたします。

過日の議会運営委員会において各委員会に付託をする、この後、付託を諮りますけれども、決められております。この後諮りますので、そのときに決められておりますので、今、委員長に質問することは適当ではないと考えます。

○9番（山田 勝君） じゃあ、付託。

○議長（服部 寿君） 付託をこれからするとき、異議があるなら異議があるでおっしゃっていただければ結構でございます。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

ここでお諮りをさせていただきます。12時を過ぎましたけれども、引き続き会議を続行したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） それでは、引き続きましてやらさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議案第53号 平成21年度海津市羽沢財産区会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） ちょっと理解しにくいんですが、この47万3,000円というものが用地の貸付料という説明でございますが、これが補正で上げなきゃならんような、突如としてこの金が出てきたのかということも含めて、なぜなのか、そのあたりについて、当然当初から決まったものではないかということをおもっているやが、私の勘違いか、そのあたりにつ

いて説明をお願いします。

○議長（服部 寿君） 伊藤総務部長。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（伊藤久義君） それでは、財産区会計の補正の関係でございすけれども、財産区は主に月見の森駐車場用地としまして、面積にいたしますと5,921.5平米、坪当たり209円の単価で平成3年から貸し付けております。昨年度でございすが、この駐車場に隣接します、現在、市が借用しておりますが、南濃斎苑、そしてグラウンドゴルフ場ですが、この借地料が坪単価473円ということで、比較しますと差があるわけございまして、これについて昨年度ですが、市と羽沢財産区と協議を進めてまいりました。これが年度末になりまして、その協議結果でございすけれども、ただいま言いました南濃斎苑、グラウンドゴルフ場と同額の坪当たり473円ということで、昨年まで209円ですが、それから264円増額ということで、坪単価が473円に決定されたわけございす。

それで、今、議員御指摘のとおりでございすけれども、この件につきましては増額分、当然当初予算に計上すべきでございましてけれども、この点につきましては、市の一般会計との予算調整が十分でなかったということで、当初予算に計上しなかったことをこの場でおわびを申し上げます。

○9番（山田 勝君） はい、わかりました。

○議長（服部 寿君） 他にございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第54号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第55号 海津市公共下水道南濃中南部浄化センターの建設工事委託協定締結についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第56号 海津市公共下水道海津浄化センターの建設工事委託協定締結についての質疑を許可いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第57号 契約の締結についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） 間違っておるといかに、救急車の件ですね。これ、確かに何社かの見積もりというか、競争入札をされたというような経緯がありますが、車種とか、そういったことについてはどのような予定で臨まれたのか、何を買おうとされていたのか。同じ救急車でもメーカーも違うし、高規格というようなことがどこかに書いてあったようですが、性能のいい車を買われるということはわかるんですが、そのメーカーの指定なんかはあったのかなかったのかも含めてひとつ御説明をいただきたい。

○議長（服部 寿君） 田中消防長。

○消防長（田中俊澄君） ただいまの御質問でございます。仕様書を作成いたしまして、その中に本体、救急車そのもの、それと中に配置をいたします救急の医療機器関係でございます。それらを仕様書の中に盛り込ませていただいて入札をしていただいた。その仕様の中には、車に関しましてはトヨタ製、あるいは日産製とか、そういうメーカー名等は指定いたしてございません。自由に救急車の方を競争していただくということでメーカーの指定はしてございません。

救急医療機器に関しましては、現在使用しているほかの救急車と申しますか、今現在持っております救急車に設置してあります救急医療機器、その関係との互換性がございますので、こちらの方は部分的な機器に関しましては指定はあったと記憶してございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） メーカーの指定もなしの競争入札ということと判断させていただきますが、ここに来てこの2,000万以上もするようなものを補正で上げてこなきゃ、まだつい先日、年度当初の予算をとという時期……。

○議長（服部 寿君） 山田議員、補正ではありませんので、契約の締結についての議題であります。

○9番（山田 勝君） そう言われやあそうか、まあわかった。じゃあ、なぜこれを年度当初に言われなかったのか。老朽化ということ、そんなものは急に、きょう乗っておってあした動かなくなるということも考えられないのやが、そのあたりについてはどういう、まだ向こう1年も2年も使えるというようなつもりで見えたものが急に動かなくなったのか、そのあたりもちょっと、よろしく願います。

○議長（服部 寿君） 田中消防長。

○消防長（田中俊澄君） ただいまの御質問でございます。この事業につきましては、もともと当初は21年度事業でということとございましたですけど、例の国からの臨時交付金の関係

で20年度事業にしまして、繰越明許をさせていただいて入札をさせていただいた。そして今回、本契約といいますか、落札いたしましたので、落札業者との契約をさせていただくということで今議会にお諮りをさせていただいております。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第58号 市道路線の廃止及び認定についての質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第50号から議案第58号までの9議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議ありということでございますので、起立採決を行います。

○9番（山田 勝君） 異議ありで私の意見を申し上げようと思うのやが、先ほど……。

○議長（服部 寿君） 異議ありませんかということで、異議ありなんでしょうか。異議ありませんかということで、異議ありなんでしょうかとお聞きしています。

○9番（山田 勝君） 何をやろうとしておるのか、委員会の中でということで、質問が終わってしまった。

○議長（服部 寿君） それは各委員会で、また委員長に聞いてください。

それでは、異議ありということでございますので、この採決は起立によって行います。

議案第50号から議案第58号までの9議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部 寿君） 総数19名、起立者18名、賛成多数であります。よって、議案第50号から議案第58号までの9議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに可決されました。

なお、審査は6月18日までに終了し、議長に報告願います。

◎散会の宣告

○議長（服部 寿君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。なお、次回は6月19日に再開しますので、よ

ろしく願いいたします。大変御苦労さまでございました。

(午後0時16分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成21年6月11日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

